

学校再開後の当面の学校給食内容と給食指導等について

新型コロナウイルス感染防止の観点から給食開始日以降の献立内容について

(1) 献立について

①給食開始1週間程度(6/15～19)

簡易給食(米飯+1品+牛乳)

※パンは摂食介助の際に教職員の手が触れる可能性があり、感染リスクが高くなることなどから、主食は米飯を提供する。

②給食開始2週め以降(6/22～26)

献立の品数の限定(主食+2品+牛乳)

※可能な限り、教室での調理ばさみの使用頻度を減らす等配膳時の感染リスクを下げよう献立を工夫する。

※感染と食中毒防止の観点から、衛生的な調理を実施するために2週めまでは和え物調理をせず、3週め以降もできる限り頻度を少なくした献立にする。

(2) 栄養面

献立は学校給食摂取基準に基づく栄養摂取ができることが望ましいが、当面の間は安全性を最優先し、学校給食摂取基準が充足できないこともやむを得ない為に基準になるべく近づけるような工夫をする。(例:1品でも具だくさんのお汁等)

(3) 食物アレルギー対応

- ・開始日から2週めまでは食物アレルギー対応の必要がない献立。
- ・それ以降は、できる限りアレルギー対応が少ない献立。

(4) その他

- ・感染と食中毒防止の観点から、衛生的な調理を実施するために2週めまでは和え物と揚げ物調理を避ける。3週め以降もできる限り頻度を少なくする。

新型コロナウイルス感染防止の観点から給食開始日以降の給食指導等について

新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成

●児童生徒の喫食に係る事項

- ・手洗い または、手指消毒を徹底する。
- ・喫食時には席を立たない。やむを得ず席を立つ際は配膳場所や児童生徒の周りを移動しないように努める。
- ・喫食時は、机を体面にせず1～2mの距離を保ち配席し、飛沫を飛ばさないよう会話を控える。
- ・食器、食缶の受け取り・返却を行う場合は教職員が行う。(健康チェックをする)
- ・給食配膳と下膳は教職員が行い、児童生徒は携わらないようにする。
- ・給食時と給食以外のマスクは使い分ける。
- ・使用する前と後に机を必ずアルコール消毒をする。
- ・教員は、食べながら介助をしない。また、近距離で対面して食べない。
- ・歯磨き・口腔ケアは飛沫感染防止の観点から当面控える。(必要な場合は保護者と相談)